

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
1. 給付金について		
1	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給は、どのような趣旨に基づくものですか。	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。
2	市区町村が独自に実施する、ひとり親世帯を対象とした給付金の支給を既に受けています。この場合、今回、国が実施する給付金の支給は受けられませんか。	市区町村が独自に実施する給付金の支給とは別の給付金ですので、支給を受けられます。
2. 対象者について		
3	対象者はどのような人ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童 ・20歳未満の障害をもっている児童等を監護等しているひとり親（養育者等を含む。）で、次に該当する方です。 ①令和5年3月分の児童扶養手当が支給される方（全部支給停止者は除きます。以下「令和5年3月分児童扶養手当受給者」という。） ②公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（以下「公的年金給付等受給者」という。） ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方（以下「家計急変者」という。）
4	給付金の支給対象者に外国人は含まれますか。	児童扶養手当と同様、国籍にかかわらず、住民基本台帳の登録者を支給対象としており、外国人の方であっても、給付金の支給要件を満たす場合には対象となります。
5	大学生の子どもと中学生の子どもがいますが、第2子以降の5万円はもらえますか？	第2子以降の加算の対象となるのは、以下の児童等を2人以上監護等する場合です。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童 ・20歳未満の障害をもっている児童等
6	令和5年3月分の児童扶養手当を受給しており、令和5年3月以降に2人目の子どもが生まれたのですが、第2子以降の5万円は支給されますか。	令和5年3月以降に生まれた児童は、令和5年3月分の児童扶養手当の対象とならないため、5万円は支給されません。
7	対象児童が令和5年3月以降に死亡した場合、給付金は支給されますか。	令和5年3月以降に対象児童が死亡した場合についても、 <ul style="list-style-type: none"> ①令和5年3月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方には支給されません。
8	支給対象者（父、母、養育者）が令和5年3月以降に死亡した場合、給付金は支給されますか。	支給対象者が監護等していた児童等に支給されることとなります。（支給対象者が家計急変者であった場合には、死亡前に給付金の申請を行っていた場合に限りです。）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
9	令和5年2月28日以前に児童扶養手当の認定請求を行っていますが、認定保留中です。認定となれば給付金がもらえるか。	令和5年2月28日時点で児童扶養手当の認定が保留されている方で、その後、令和5年3月分の手当について認定がなされた場合には、支給要件を満たすこととなり、給付金が支給されません。
10	これまで児童扶養手当の認定請求を行っていませんが、給付金の対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金給付等を受けているため、これまで児童扶養手当の認定請求をしておらず、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額を下回る場合には、公的年金給付等受給者を対象とした給付金の対象になります。 ・ 公的年金給付等を受けていない場合には、家計急変者を対象とした給付金の支給要件を満たす場合には、給付金の対象となります。
11	今回の給付金は、生活保護受給世帯には支給されますか。また、生活保護の収入認定はされますか。	給付金は、生活保護の被保護者の方にも支給され、収入認定されない取扱いとなります。
12	DVを理由に避難していますが、住民票を元の住所地から移動していません。現在生活している避難先の市区町村で給付金を申請することは可能ですか。	現在生活している避難先の市区町村での申請が可能ですので、お住まいの市区町村の給付金担当部局までご相談ください。
3. 「家計急変」の考え方について		
13	家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。	令和5年1月以降で、ひとり親（養育者等を含む。）であった時期の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象となります。 なお、任意の1か月については可能な限り申請月に近い月を選定してください。
14	扶養義務者の家計が食費等の物価高騰の影響を受けている場合でも家計急変といえますか。	消費生活上の家計が同一である扶養義務者の家計が食費等の物価高騰の影響を受けていて、当該扶養義務者が支給要件を満たす場合は、給付金の対象になります。 申請書と併せて、該当する扶養義務者の方の収入申立書を提出してください。
15	家計急変者対象の給付金の場合、扶養義務者や扶養親族の数はいつ時点で判断するのですか。	申請時点です。
16	令和4年12月分の給与が令和5年1月に支払われた場合に、1月に支払われた給与で家計急変の判定を行っていただけますか。	令和4年12月分の給与は判定基準にはなりません。
17	申請者と扶養義務者の収入は同じ月の収入で判断するのですか。	基本的には同じ月で判定しますが、特段の事情があれば、それぞれ別の月を設定して判定することも可能です。
18	収入とは具体的にはどのような収入を指しますか。	給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金等収入、養育費となります。
19	賞与などの臨時的な収入は、給付金支給要件の判定に含まれますか。	含まれません。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
20	昨年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の家計急変者対象給付金の申請を失念したため、給付金が受給できませんでした。今回の給付金を申請する際に、併せて申請し、計2回分の給付金の支給を受けることができますか。	昨年度の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」と、今回の給付金は異なる給付金のため、併せて申請を行うことはできません。
4. 手続きについて		
21	支給を受けるにあたって、申請は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分児童扶養手当受給者は申請不要です。 ・それ以外の方が対象の給付金については申請が必要です。
22	申請不要で支給される児童扶養手当受給者対象の給付金の支給を希望しない場合、手続きは必要ですか。	支給を希望しない場合は、受給拒否届出書をお住まいの市区町村の給付金担当部局へご提出ください。
23	給付金を申請する際には何を提出すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分児童扶養手当受給者の方：申請不要です。 ・公的年金給付等受給者の方、家計急変者に該当する方：申請書、申立書、所得を証明する書類（給与明細書、公的年金証書など） <p>ただし、自治体ごとに様式や必要な書類が定められていますので、お住まいの市区町村の給付金担当部局までお問い合わせください。</p>
24	申請書はどこでもらえますか。	お住まいの市区町村のホームページ等で入手できます。詳細はお住まいの市区町村の給付金担当部局までお問い合わせください。
25	給付金は、どのような流れで支給されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分児童扶養手当受給者の方が対象の給付金については、申請は不要で、児童扶養手当を受給している口座に振り込まれます。口座の変更等が必要な場合は変更届書をご提出ください。 ・それ以外の給付の支給は、申請後、申請書に記載の口座に振り込まれます。
26	いつ頃支給されますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月分児童扶養手当受給者の方が対象の給付金は、5月末までに支給される予定です。 ・公的年金等受給者の方、家計急変者に該当する方対象の給付金は、自治体によって支払時期が異なり、申請後、準備ができ次第支給されます。
27	銀行口座を持っていないのですが、給付金はもらえませんか。	やむを得ない事情により口座振込による給付金の受給が難しい場合には、窓口での現金支給等の方法で受給することが可能ですので、お住まいの市区町村の給付金担当部局にご相談ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係るよくあるお問い合わせ

No.	質問	回答
28	引越した場合には、給付金の手続きはどうなりますか。	<p>令和5年3月分児童扶養手当受給者の方は、住所変更届に基づき市区町村間の移管の手続きを行うこととなりますので、2月末までに転居した場合は、転居先の市区町村で給付等の事務を行うこととなります。</p> <p>公的年金給付等受給者の方も、同様に転居先の市区町村で事務を行うこととなります。</p> <p>家計急変者に該当する方は、申請時点の市区町村で事務を行うこととなります。</p>
29	令和5年3月時点で児童と別居しており、別居監護で児童扶養手当を受給しています。児童の住所地か受給者の住所地かどちらで申請を行えばよいですか。	受給者の住所地の都道府県等から支給されます。